

琉球大学学術リポジトリ

経営モニタリングシステムの再検討

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 葭田, 英人, Yoshida, Hideto メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1679

経営モニタリングシステムの再検討

葭田英人

目次

- 一 はじめに
 - 二 諸外国との比較法的考察
 - 三 日本におけるモニタリングシステム
 - 四 経営モニタリングシステム機能化の方策
 - 五 結び
- 一 はじめに

日本において、企業の不祥事、事業再編成、倒産等が頻発している。これは、行政による横並び規制、株主や地域社会を軽視し閉鎖的な企業社会を形成してきた日本の企業経営に起因しているところが大きいといえる。形骸化した機能を果たしえない株主総会、取締役会、監査役会がその典型であり、実効性あるモニタリングが行われていない会社は、企業経営に混乱をきたし存続すら危うい状況になる可能性があるといえる。もはや経営モニタリングシ

システムの再編成は不可避の状況である。すなわち、企業の管理運営機構のあり方はどうあるべきなのか、取締役をどのように、どのような機構を通じてモニターしコントロールすべきなのかという点を明確にする必要がある。

アメリカにおけるモニタリングの主体は、株主から社外取締役に、さらに、資本市場に、そして、機関投資家に移行してきた。これに対して日本においては、株主、取締役会、監査役会、取引銀行、グループ企業、証券市場などを挙げることができるが、実効性あるモニタリングシステムとして機能しているということはできない。わが国の法制度自体は、諸外国の法制度と比較しても優れているということが出来るが、経営モニタリングシステムが形骸化し機能を果たしえないのは、その法制度の実効性を担保するシステムが制度自体の中に組み込まれていないからである。

経営モニタリングシステムとしては三種類のタイプに大別される。第一のタイプは英米型の一元制モニタリングシステムである。このシステムは、株主総会が取締役を任免し、さらに取締役が構成する取締役会が業務執行役員を任免し、その業務執行を監督するシステムになっている。第二のタイプとして、ドイツ型の二元制モニタリングシステムがある。株主総会が監査役を任免し、監査役から構成される監査役会が取締役を任免し、取締役の業務執行を監督するシステムである。第三のタイプは日本型のモニタリングシステムである。これは、株主総会が取締役と監査役を任免し、取締役会が代表取締役を選任し、その業務執行を監督する。さらに、監査役は、代表取締役および取締役会の業務執行をモニターする二重のモニタリングシステムになっているが、形骸化し機能を果たしえない状況である。

また、アメリカ法律協会が発表したコーポレート・ガバナンスの原理二・〇一条において、株主の利益が増進されない場合でも、人道上、教育上、慈善、公共の福祉のために合理的な金額の資源を充当することができると規定

し、企業の公共性、社会性を認めているように、現在、「会社は誰のものであるか」というテーマから「会社は誰のためにあるべきか」という問題に移行している。¹⁾この観点から、企業を社会の公器ととらえたとともに、企業を合理的にコントロールできる管理運営機構のあり方はどうあるべきなのか、諸外国の法制度と比較検討し、実効性あるモニタリングシステムとして機能するための方策を考察する必要がある。

二 諸外国との比較法的考察

1 一元制モニタリングシステム

アメリカとイギリスにおいて採用されている一元制モニタリングシステムは、独立の機関である監査役の制度はなく、取締役会が業務執行機能と監督機能を一元的に担っている制度である。アメリカにおいては、株主総会から選任された取締役が構成する取締役会は、会社の経営政策の策定ならびに会社の財務事項、主要な計画、会計監査等の審査・承認および実際に経営を行う業務執行役員の任免と監督およびその成果を定期的に評価し報酬を決定する権限と機能を有している。この場合、業務執行のモニタリングは、過去二年間にわたって当該会社との雇用関係がない三名以上の取締役ににより構成される監査委員会が行うことが義務付けられている。²⁾

このようにアメリカでは、株主により経営者の監督機能を取締役に委譲されているが、取締役会は年に四回から一二回しか開催される見込みがないので、実質的には会社の業務執行を指揮することはできない。しかし、株主総会が取締役を任免することができるので、株主による経営のコントロールを直接的に行うことができるというメリットがあり、経営の効率性または妥当性のチェックには適している。また、取締役会が業務執行機能と監督機能

を一元的に担っているため、監査に必要な情報を入力しやすいという長所がある反面、業務執行を委ねられた CEO (chief executive officer 最高執行役員) が取締役会会長を兼務していることが多いので、チェックを受ける者が自分自身をチェックするという自己監査の性格を有することになり、客観性を欠いたモニタリングとなるおそれがある。

また、イギリスの取締役会は、株主総会から選任された取締役のうち、会社の業務執行を担当する取締役と業務執行を担当しないで経営を監督する取締役から構成されている。業務執行取締役は取締役会が選任し、そのうちの一人がアメリカでいう COO、日本でいう代表取締役となり、取締役会会長を兼務している。さらに、取締役会は、取締役とならぶ会社の役員として秘書役を選任しなければならない (イギリス会社法二八三条)。秘書役とは、弁護士や会計士等の資格を有することを要し (イギリス会社法二八六条)、会社の法律上の書類の整理保管および法律上の手続の遵守のための監視や助言を職務内容とする。このように、イギリスにおいてもアメリカと同様、自己監査の問題を有し、経営のモニタリングを担当する取締役が、業務執行取締役を独立して監督できるようなシステムが効果的に機能するかどうか重要な課題である。また、イギリス特有の秘書役の充実強化が要請される。

2 二元制モニタリングシステム

ドイツにおける二元制モニタリングシステムとは、株主総会が監査役を任免し、監査役から構成される監査役会が取締役の任免権を有し、取締役の業務執行を監督する。すなわち、業務執行機関である取締役と監督機関である監査役会が別個の機関として分離独立し、取締役が業務執行機能を監査役会が監督機能をそれぞれ二元的に分担している制度である。

また、会社の業務執行を担当する取締役はすべて会社代表権を有し（ドイツ株式法七六条・七七条・七八条）、取締役会の制度は設けられていない。さらに、取締役は、監査役会に対し業務執行についての報告義務があり、監査役会も会社の業務の状況について取締役に對し報告を求めることができる（ドイツ株式法九〇条）。このように取締役からの情報に基づいて監査役会による業務執行の監督が行われるが、監査役会のモニタリングは、取締役の業務執行に関する適法性ばかりではなく、妥当性にまで及ぶことが認められている。⁵⁾

さらに、ドイツにおいては、業種や企業の規模によりさまざまであるが、監査役会の員数と構成が法律により規定されていて、株主と従業員がともに会社の所有者であるとする共同決定方式が採用されているので、ドイツの監査役会には、機関投資家や一般投資家からなる株主の代表と会社の労働者の選挙により選出された労働者の代表の参加が法定されている（ドイツ株式法九五条、共同決定法七条一項三号）。

しかし、業務執行機関と監督機関が分離独立しているドイツの二元制モニタリングシステムは、監査の客観性が確保され実効性を高めることができる反面、業務執行に関する情報が入手しにくいという短所があり、迅速なモニタリングが難しくなる可能性がある。また、監査役会が取締役の業務執行を株主から独立して監督するため、株主による経営のコントロールを直接的に行うことができないというデメリットがある。さらに、監査役会が特定の利益代表者によって構成された場合には、利害対立が問題となる可能性がある。

三 日本におけるモニタリングシステム

1 株主総会のモニタリング機能

商法上、株主は株主総会を通じて、取締役および監査役の任免権を有し経営の意思決定を行う権限を有する。しかし、株主総会は形骸化・無機能化が指摘されて久しい。その原因として、わずかな株式しか所有しない者が、自らコストをかけて情報を収集し株主総会で議決権を行使しても、持株比率に応じた利益しか得られないのであり結果に影響はない。それゆえ、他の株主の行動に期待する方が合理的な場合が多いからである。

また、株式会社株主は、市場で持株を売却することで会社から離脱することができる投資家である。したがって、経営モニタリング機能を株主に担わせるには無理があるかもしれない。しかし、さまざまな利害関係人が株主としての権利を適法に行使し、会社が多様な社会的チェックを受ける場が必要である。

適法・適正な経営の確保のために株主代表訴訟のような直接的な手段もあり、市場によるチェックもある。しかし、経営モニタリングシステムとしての株主総会の機能とは、株主の最高意思決定機関として、経営のディスクロージャーと経営者のアカンタビリティが問われる場であり、何か問題が発生したときには、株主が質問したり異議を申し立てることもでき、場合によっては法的な措置をとることができる場としての担保機能を有しているといえることができる。

2 取締役会におけるモニタリングシステム

(1) 執行役員制度

最近、経営効率性のチェックの面でアメリカの取締役会の経営監督機能への特化が挙げられている。つまり、業務執行を執行役員に委ねることにより、取締役会は経営効率性の監視に特化できるということである。ソニーがこの執行役員制度を導入して以来、急速に日本の企業に広がりつつあり、このような日本の動きは、アメリカの公開会社の取締役制度に倣ったものである。

日本における執行役員制度とは、使用人兼務取締役を商法上の取締役から外し、業務執行に専念する執行役員という地位につけ、取締役は、執行役員を兼務することもできるが、意思決定と執行役員の監視を職務とするものである。ただ、アメリカにおいては、取締役が信頼に値しかつ有能であると信ずるに足る執行役員もしくは従業員が作成した情報、意見、報告などを信頼する権利を有し、その信頼のもとで職務を遂行したときは責任がない（アメリカ模範会社法八・二〇条）。また、取締役会の構成員が合理的に信ずるに足る執行役員、従業員、取締役の委員会、専門家などの提出した情報、意見、報告などで信頼したときには保護される（デラウェア会社法一四一条）。しかし、わが国においては、たとえ執行役員を信頼して職務を遂行したとしても、取締役の責任は免れない。

また、アメリカの執行役員は、株主に対して善管注意義務と忠実義務を負っており、取締役と同様に株主代表訴訟の対象となりうる。一方、経営判断を行わない日本の執行役員は、株主代表訴訟の提起の対象とはならないとするのが通説であり、執行役員を株主代表訴訟の対象にしたり、第三者への損害に対する直接的責任を負わせたり、取締役より重い責任を負担させるような立法化がなされた場合には、多くの会社は執行役員制度の導入を行わないであろう。

このようにアメリカの役員制度は、執行役員に業務執行は委ねられ、取締役会は業務執行を監督する機関として分離されている。これに対して、わが国においては、業務執行機能と意思決定監督機能は分離されることなく、取締役会が併せて担当してきた。わが国に導入されつつある執行役員制度は、意思決定監督責任はあくまで取締役会が負い、執行役員に業務執行責任を委譲するまでには至らないものであり、取締役数の削減を合理的に行おうとする日本の現状を生かした日本とアメリカの中間的な制度である。¹⁾

執行役員制度は、形骸化した取締役会の改革を目的として導入されたものであり、多人数の肥大化した取締役会は、意思決定の討議の場にはなりにくい。そこで、取締役数を削減するために使用人兼務取締役を取締役から外し、退任した取締役が使用人に格下げになることによる士気の低下を防ぐために、使用人の最高位として執行役員という取締役に近い地位を新たに設ける必要性があったのである。たしかに取締役会が業務執行を執行役員に授権することにより取締役会をスリム化し、取締役会が全社的視野にたつて意思決定監督機能をより高度なものに強化することができる可能性はある。

しかし、アメリカにおいて執行役員は取締役から独立した会社の機関であり、取締役を兼務した執行役員についても、取締役就任契約と業務執行役員就任契約がそれぞれ認められている。これに対して、わが国においては、取締役に兼務している執行役員が執行役員として職務を遂行しても、取締役としての職務を執行したことになり、取締役が執行役員を兼務することに法的な意味はない。²⁾ さらに、取締役に兼務していない執行役員は、代表取締役の指揮監督のもとで業務執行する使用人にすぎない。この意味でも現行法のもとでは、代表取締役は執行役員に権限を委譲して指揮監督を任せ切りにすることは許されない。³⁾ このようにわが国における執行役員制度は、業務執行者の選択肢を増やしたものであり、執行役員は代表取締役および取締役会とは独立した機関とはなりえない。⁴⁾

現在わが国に導入されている執行役員制度は、取締役を業務執行機能を有する執行役員と意思決定監督機能を有する取締役に分離することを目的とするものであるが、わが国においてはソニーのように取締役に執行役員業務が一般的である。このような分離は、両者の完全な分離ではなく片面的な分離であるといえる。しかし、取締役が執行役員を兼ねることは、執行役員制度導入の意義を減殺する面もあるが、意思決定機能と業務執行機能の分離は、明確に分けられるものではなく分離した方がよいというわけでもない。分離することが必ずしも意思決定を周知徹底し、スムーズな業務執行を行うための合理的方法かどうか疑問である。また、業務執行に精通した執行役員が取締役でなくなることによって、取締役会との連携を保てなくなることが懸念される。つまり、よりよいモニタリング体制が確立しても、よりよい経営を行うことができるかどうか疑問である。取締役会が意思決定したことは最後まで責任をもって取締役に業務執行することが、企業経営にとって合理的かつ効率的な方法ではないかと思う。

現行商法下において、取締役会は、代表取締役や業務担当取締役に取締役会の意思決定に従い、会社のために業務執行しているかを監督する（商二六〇条一項）のに対し、監査役は、取締役が法令や定款および株主総会決議を遵守し、任務懈怠がないかどうかを監査する（商二七四条一項）ものと規定されている。したがって、取締役会の責任と権限において会社の意思決定がなされ、取締役会は業務執行に対する直接的な責任を負わねばならず、執行役員にそれを負担させることはできない。それゆえ、妥当性・効率性を中心とする取締役会の業務執行に対する監査はたとえ自己監査であっても必要である。

また、業務執行機関である代表取締役に對する監査は取締役会の職務であるが、代表取締役の指揮命令を受けて業務執行を行っている取締役に、このような上下関係のもとで代表取締役や執行役員業務執行を監査することは難しい面がある。したがって、取締役会とは別個の独任機関である監査役による監査は取締役会の監査とともにた

とえ二重監査となっても必要である。

(2) 社外取締役制度

わが国において、取締役会が監督・監査機能を強めようとする、取締役会の構成員である取締役の独立性や中立性が要求される。そこで、経営をモニターする役割として社外取締役が注目され、日本でも社外取締役制度を採用する企業が多くなってきた。社外取締役とは、他社の経営者、機関投資家の代表者、弁護士、公認会計士、学者など他に主たる職業を別にもつことにより独立性や中立性を確保することができる非常勤取締役のことであり、業務分担をもたず取締役会の意思決定に参加し、効率性や健全性の観点から業務執行を監督する。しかし、アメリカにおいて社外取締役は、経営陣の提供する情報によほど明らかな誤りがない限り、そのまま信頼すれば法的責任を問われることはない。¹⁶⁾

社外取締役制度の採用により、会社の意思決定に際し大所高所の意見、高い見識、公共的外的視点を導入することができ、社内取締役にはない経験や知識などにより経営判断の質的向上、経営の透明度の増大、モニタリング機能の強化などを図ることができる。しかし、その職務遂行に限られた時間しかさくことができないう問題があり、会社の業務執行に対する専門的知識や経験に必ずしも精通していないことも多く、的確な意思決定や監督の機能を充分果たすことができるかという懸念がある。したがって、多数の社外取締役を取締役会に参加させることは、かえって意思決定監督機能の空洞化を招くおそれがある。¹⁶⁾

また、経営のモニタリングに必要なのは独立取締役であり、社外取締役が独立取締役である場合には経営者の監督には有益であるが、社外取締役が独立取締役であるとは限らない。特に社外取締役の持合がある場合には、社外取締役が経営をモニターすることは困難であらう。たしかに社内に精通した取締役のみで意思決定監督がなされる

のも危険であるが、アメリカのように取締役会の過半数以上が現業を把握していない社外取締役である場合には、本来の経営政策の策定にかえってマイナスになるのではないかと思われる。さらに、社外取締役制度の導入にあたり、わが国企業特有の外部者に対する閉鎖的・排他的特質は社外取締役制度導入を妨げる要因となる可能性があり、検討が急がれるところである。

(3) 取締役会改革の方向性

取締役会の活性化を目的として導入された執行役員制度は、取締役会をスリム化し、取締役会の意思決定監督機能をより高度なものに強化することが狙いであるが、特に大会社においては、これまで意思決定を行っていた常務会や経営委員会を取締役会と名称変更しただけで、これらに出席していなかった取締役を執行役員とするだけのものもあり、執行役員制度導入が実質的な取締役会改革につながるとは限らない。ただ、常務会や経営委員会が行った意思決定を再度取締役会で承認を受けなければならないという手間が省け、意思決定の効率化を図ることはできるが、従来の取締役会によるモニタリング機能が働かなくなることが懸念される。

さらに、意思決定機能と業務執行機能の分離は、前述のごとく明確に分離されるものではなく分離した方が意思決定を周知徹底し、円滑な業務執行を行うための合理的な方法であるとは限らない。したがって、執行役員制度を導入する場合でも、執行役員の位置付けは、あくまでも取締役に最も近い使用人の最高位とすべきであり、取締役会の業務執行機能を執行役員に委ねるべきではないと考える。

また、社外取締役制度の導入は、大所高所からの公共的外的視点により経営判断の質的向上やモニタリング機能の強化を図ることができるが、会社の業務執行に精通していない面もあり、意思決定監督機能を充分果たすことができるかという不安がある。アメリカのように取締役に過半数以上が社外取締役であるのは、会社の意思決定

監督機能の空洞化を招くおそれがあるので避けるべきであるが、社内取締役だけで意思決定監督がなされるのも危険である。したがって、大会社においては、取締役のうちの三分の一程度は社外取締役であることが望ましいのではないかと思う。もちろん、社外取締役の持合は商法上禁止すべきである。

わが国においては、通常、業務執行の事実上の決定は、常務会や経営委員会とよばれている代表取締役およびこれを補佐する常務取締役以上の少数の取締役のもとで行われ、取締役会は単に同意を求めるにすぎない存在となっている。しかし、取締役会の同意が、自律的な意思の下で行われ、かつ提案の内容がチェックされ、必要がある場合には同意を与えることを留保しうる余地をも含んでいる限り、取締役会は消極的ではあるが意思決定を行っており、商法上も代表取締役の任免権を有し、場合によってはその権限を発動できるのは取締役会であるという意味で、最終的なチェック機能を果たしているともいえる。¹¹⁾

しかし、わが国の取締役会制度において、モニタリング機能が十分に働かないのは、人事権をもった代表取締役に指揮命令のもと業務執行を行っている取締役は従属化せざるをえず、このような上下関係のもとで代表取締役に對する批判能力をもつことが難しいからである。したがって、取締役会とは別個の独任機関である監査役による監査は必要であり、監査制度の機能化が重要なポイントとなる。しかし、経営者に対するモニタリングの必要性のみが強調されて、モニタリングが効きすぎて経営者の地位が不安定になると、経営のインセンティブが損なわれる。要は、経営に対するモニタリングと経営の自律性のバランスをいかにうまくとるかということである。¹²⁾

3 監査制度の課題

(1) 諸外国の現状

アメリカのモニタリングシステムは、内部委員会制度を採用し監査役制度はなく、社内取締役から構成される執行委員会や財務委員会に通常の業務執行の権限を付与し、取締役の業務執行や委員会の決定をモニターする権限を、社外取締役から構成される監査委員会に与えている。これに対し、ドイツにおいては、監査役会が取締役の業務執行をモニターする権限のほか取締役の任免権や決算書の確定権も有する。

このようにアメリカの監査委員会やドイツの監査役会は、取締役の地位を脅かすほどの法的権限と業務執行に対する影響力が与えられている。また、取締役の業務執行に対して単一のモニタリング機構を有しているのに対し、わが国においては、取締役会が取締役の業務執行を自己監督するとともに、監査役も取締役の業務執行を監督する権限が与えられているという二重の監査システムが採用されている。

また、わが国において、ドイツやアメリカのような制度が採用されなかった理由として、監査機関が経営者の選任・解任権を有するドイツのシステムがわが国の企業文化になじみがなく、合議制の機関の内部における相互的なコントロールというアメリカのシステムが、わが国の縦社会では機能しないことが挙げられる。そして、わが国の監査役制度がその機能を発揮することができなかった理由は、ドイツの監査役会のような取締役の選任・解任権もなく、監査役の権限が実質的な監督・是正権には及ばず単なる監視権にとどまっていたこと、および、経営に直接関与しない監査役は監査からも阻害されてしまったことにあるといえる。¹³⁾

しかし、ドイツにおいては、監査役会が取締役の選任・解任権を有しているはずであるが、実態は逆転しており、株主総会での監査役選任がうまく機能せず、取締役が監査役の人事権を掌握している。また、アメリカやイギリス

においてはほとんどの企業で、業務執行機能をもつ最高経営責任者である〇〇〇（最高執行役員）と監督機能をもつ最高責任者である取締役会会長との兼務傾向がみられ、監査委員会を構成する社外取締役候補者の推薦も取締役会会長により行われている。¹⁴このように諸外国における実態も理想とはかけ離れているようである。

(2) 資格と任期

商法上、監査役となるための資格については別段の制限はないが、定款により監査役が株主たることを要する旨を定めることはできない（商二八〇条一項・二五四条二項）。また、監査役の選任には、取締役の欠格事由を定める規定が準用され（商二八〇条一項・二五四条の二）、監査役が、会社または子会社の取締役または支配人その他の使用人を兼ねることはできないものとされている（商二七六条）。しかし、比較的少数の監査役で多くの監査業務を行う能力や経験の豊富さが要求されることから、法律、経理、監査などに従事した経験年数程度の資格要件は明文化すべきである。¹⁵

さらに、監査役には法人もなりうるのかについては、否定説が通説となつているが明文規定がないので見解が分かれている。否定説の根拠として、監査の責任の所在が不明確となること、また監査役の職務が人的信頼関係を基礎としたものであること、監査役の職務が代行を許さないこと、あるいはまた法人組織を悪用して責任を転嫁せしめるおそれがあることなどが挙げられる。¹⁶

肯定説の根拠としては、監査法人が会計監査人として認められていること、そのほか優秀な人材を有する銀行または信託会社が監査役となるときも、会計監査について実効性をあげることができること、¹⁷法人は設立中の会社の機関である発起人となることができるとする論理から、法人が会社成立後の会社の機関である監査役になりうる と解すべきであること、また会社更生法は、銀行、信託会社その他の法人が管財人になることができると規定し

（会社更生九五条一項）、法人が管財人に選任された場合には、その法人は管財人の職務を行うべき者を指名して、裁判所に届け出なければならないものと定めている（会社更生九五条二項）ことなどが挙げられる。

筆者としては肯定説の立場をとり、フランス会社法のように、法人の代表者を指名し、その代表者が監査役としての責任と義務を負う（フランス会社法九一条一項）ものとすれば、複雑化する監査業務の効率化を図ることができ、法人による賠償責任負担の面からも利点があると考ええる。

また、監査役は、監査役として業務監査および会計監査を独立して行うことができる者でなければならない。未成年者や経営者の親族・配偶者等が監査役に就任する場合は、実質的に経営者に支配され、公正な監査を行うことはほとんど期待できない。それゆえ、監査役は経営者の直系親族、配偶者または生計を一にする者であってはならないとすべきであろう。

さらに、監査役の独立性を確保するために、監査役はその会社の取締役または支配人その他の使用人を兼ねることはできないし、子会社の取締役または支配人その他の使用人を兼ねることもできない（商二七六条）。兼任禁止の対象となる使用人の範囲は、会社との雇用契約により職務の遂行につき会社の指揮・命令のもとで業務執行を分担する者であるが、会社と雇用関係になくても使用人に準ずる継続的な関係があり、実質的に会社と従属関係があると認められる場合には、やはり兼任禁止の対象となると解される。¹⁰⁾

また、使用人以外でも、定款に定めのある顧問・相談役などは会社の経営に指導的な影響を与える継続的な関係にある地位であることから、監査役がこれらの会社の役職を兼ねることも許されない。¹¹⁾ もっとも、親会社の取締役または支配人その他の使用人が子会社の監査役を兼ねることは差し支えなく、また、親会社の監査役が子会社の監査役を兼ねることも許される。しかし、ドイツにおいては、すでに一〇社の監査役になっている者は、それを超え

て他の会社の監査役になることは禁止されている（ドイツ株式法一〇〇条二項）。

つきに、会社に専属的な顧問弁護士が監査役を兼任できるか否かについても学説が分かれている。否定説は、雇用関係がなくても使用人に準ずる継続的な関係があり、実質的に従属関係があると認められる場合には、やはり兼任禁止の対象となると解すべきである。²⁰⁾これに対し、肯定説は、顧問弁護士は取締役の指揮・命令に従う地位ではなく、自らの責任と判断のもとにおいて公正に職務を遂行する独立の立場にあるから兼任を容認する。ただし、常勤の監査役を兼ねることは適当とはいえないだろう。²¹⁾

この点については、顧問弁護士ばかりではなく、公認会計士や税理士などにも該当することであり、取締役との従属関係の有無という実質で判断すべきであるから、取締役の指揮・命令から独立したものであるときは、兼任禁止の対象に含まれるものではないと思う。ただし、会社の会計監査人である公認会計士が、監査役になることは禁止されている（会計士二四條、三四條の一）。このように、弁護士、公認会計士、税理士などの国家資格者が、会社に関与しその知識と経験を活かして監査役として監査することは、取締役の行為が適法または妥当な行為かどうかを判断し企業活動の助力となり、²²⁾取締役が法令違反をしないように動くインセンティブとなる。²³⁾

また、監査役の任期に関する商法の規定は、たびたび検討され改正されてきた。監査役の任期は四年に改正され、取締役の任期二年と異なることにより、取締役から監査役に横すべりすることを完全に防止できるわけではないが、少なくなるものと思われる。しかし、取締役の任期中であつても、辞任して監査役に選任することが禁止されているわけでもないのです、横すべり防止の有効な手段とはなりえない。²⁴⁾

ただ、監査役の任期を一期限り五年ないしは六年とし、再任を認めないとする²⁵⁾ことにより身分保証をすれば、代表取締役の影響を受けることなく監査に専念することができる。また、株主代表訴訟に対しても、監査役は取締

役に対する責任追及訴訟を提起すべきか否かの判断を客観的に行うことができる。²⁶ さらに、監査役退任後に取締役就任の可能性があると、それに対する期待感から厳しい監査を行うことが躊躇されてしまうおそれがあるので、監査役退任後の取締役就任も規制すべきである。²⁷

(3) 社外監査役

一般の会社では監査役は一人以上であればよいが、大会社の監査役の人数を三人以上とし、そのうちの半数以上は社外監査役でなければならないと定めた（商特一八条一項）。多くの監査役は会社の取締役から横すべりの就任したり、使用人から就任する社内出身の監査役であり、社内事情に精通しておりの確かつ迅速に調査を行うことができるが、従前からの特殊関係により監査権限を積極的に行使することが困難になるおそれがある。また、自らが行った業務執行を監査することになるので、その業務執行が違法または著しく不当であった場合でも、客観的な立場から監査することはできない。そこで、取締役の業務執行の監査が社内出身の監査役だけで行われることは適当ではないとの観点から、客観的視点で監査することができる社外監査役を選任することにより、社内出身の監査役と協力して適正な監査を行うとするのが狙いである。

また、社外監査役は、監査役就任前に会社またはその子会社の取締役または支配人その他の使用人でなかったものでなければならぬ（商特一八条一項）。これは、その会社の取締役であった者でも、その地位を離れて一定期間が経過したときは、会社の業務執行者との関係も希薄となり、独立して第三者的立場で監査を行うことができる社外者とみることができようか否かは個人差の問題であり、一定期間に社外性があるとする根拠はまったくないとする考え方によるものである。

さらに、社外監査役には取締役も敬意を払わざるをえないような社会的信用のある大物監査役を選任することに

より、モニタリング機能を強化しようとする考え方もあるが、監査役間の独立性が損なわれるおそれもあり、必ずしも経営陣と独立した形でモニタリング機能を果たすことができるかどうかは期待できないので、法律論としてはいささか問題であろう。

また、中立性という観点から、特別監査役の選任を裁判所に任せ、裁判所による間接的な介入が商法の体系に適合するという見解があるが、会社外部の裁判所を利用することは私的自治の放棄であるとの見解もある。ただ、社外監査役に期待されることは、取締役の違法な業務執行をチェックするという本来の監査役監査とは異質な一種の社会的監査または公益的監査の要素を含むことであり、ある会社の監査役が他の会社の監査役に就任すれば社外監査役となるのであるから、前述のごとく、ひとつの会社での任期を五年ないしは六年として、他の会社へ移るようなシステムをとることにより、監査役としての知識と経験を活かし独立性と客観性および社会性をもった社外監査役としてのモニタリング機能を果たすことができるのではないかと考える。

(4) 監査役の独立性確保策

監査役制度を実効性ある制度として機能化させるためには、監査役の独立性を確保するための法律制度が必要になってくる。さらに、商法改正の都度、重責となる監査役が監査しやすい状況をつくり出す必要性がある。ただ法律論としては、制度の実効性を担保する仕組みが制度自体の中に組み込まれておらず、もっぱらその制度を動かす人の個人的性格に頼ろうとしているような場合には、そのような制度を信頼することはできない。取締役会とくに代表取締役に対する監査役の身分保障を制度的に十分考えないと、監査の実効性を期待する法のあり方としては問題である。

一方において、代表取締役への権力の集中傾向は不可避である。代表取締役に対して相当程度の独立性をもった

監査役でなければ監査役としての職責を果たしえないこともたしかであるが、社内に二つの権力の中心ができてくるような事態になったら効率的な会社経営はできないのではないかという反論もある。⁹¹しかし、十分に機能していない監査役制度を機能化させるためにどのような方策が必要なのかを検討しなければならぬ。

まず、株主や労働者などのステークホルダーの代表者が監査役としてモニタリングを行うシステムが有効に機能するかどうかという問題がある。会社はすべてのステークホルダーから成り立っており、経営者は資本を有効利用して、ステークホルダー全般のバランスをとった経営を行い、株主と株主以外のステークホルダーの利益を調整しつつ、会社の社会的責任も考慮して、健全かつ効率的な経営を行う必要がある。わが国の会社は、株主の利益をあまりに軽視してきたことから、今後は株主の利益を考慮すべきであるという見解の一致をみている。一方、わが国の従業員の状況は、株主以上のリスクを負っている面がある。

こうした複雑な利害状況を考慮し、利益調整を行うべき経営モニタリングシステムの役割を果たす監査役として、ドイツのモニタリングシステムにみられるように、株主や労働者などのステークホルダーの代表者が参加できる監査役制度を立法化すべきである。特に、従業員は会社の内部情報に精通しているので、十分な情報をもたない株主よりも経営者のモニタリングをより有効に行うことができるであろう。また、株主だけではなく従業員の代表を入れることは、監査の独立性を高め、会社の社会性を確保する法的仕組みとしても評価できるものである。⁹²

しかし、現行商法において、監査役は会社または子会社の使用人を兼ねることはできないと定められている（商二七六条）。さらに、労働組合法二一条において、労働組合の役員が監査役を兼ねることは禁止されている。したがって、現行法のもとでは従業員と労働組合の役員の地位を離脱しなければ監査役になることはできない。それゆえ、近い将来に現行法を改正して、監査役会への労働者代表参加の障壁をなくすることが必要である。⁹³

つぎに、監査役の独立性を確保するための最重要課題である監査役選任議案提案権の問題がある。法律上、監査役候補者の提案権は取締役会が有しているが、事実上、代表取締役が選任していることが多い。²⁹⁾ 代表取締役は取締役会により任免されるにもかかわらず、実質的には、取締役会の構成員である取締役の人事権を握っている取締役の中の最上位者であり、監査役も自らを選任してくれた代表取締役に対し異議の申立や差止請求をすることは困難である。これでは、いくら商法で監査役の地位の強化を図っても実効性はあがらない。

商法改正により商法特例法上の大会社においては、監査役選任議案を株主総会に提案する取締役会決議にあたり、監査役会の同意権および提案請求権（商特一八条三項）が認められ、監査役選任に際し監査役会の同意が必要となり、監査役会の決議で取締役に対し監査役の選任を株主総会の会議の目的とする請求ができるようになった。たしかに監査役選任の議案提出の請求が可能となったことは評価できるが、相変わらず取締役会が監査役の人事権を有していること自体、監査制度の根本的問題解決とはならないと思う。

このように、監査される者が監査する者を選任しているという実状では、監査役が独立性を確保し、客観的に代表取締役をモニターすることは難しい。したがって、監査役の人事は取締役会の議案に基づき株主総会が選任することになっているが、監査役人事の株主総会への議案提案権を取締役会からはずし監査役会に委ね、³⁰⁾ 監査役の人事権については監査役会が、取締役の人事権については取締役会がそれぞれ有するものとすべきである。英米型一元制モニタリングシステムやドイツ型二元制モニタリングシステムにもみられるように、どちらかが一方の人事権を掌握している場合には、経営と監督の分離が不明確となり、実質的には取締役の経営を監査するのは自分自身だけであり、監査役が経営を行うという不合理が生じ、企業経営の健全性が損なわれるのではないかと思われる。

また、株主総会において監査役を選任するに際し、株主の提案する候補者を監査役に選任するためにも、取締役

の選任の場合と異なり監査役には認められていない累積投票の制度を監査役の選任に認めることは、制度の性格から有効であるとする立法論も主張されている。³⁶⁾

さらに、監査役に監査を的確に行うための情報が十分に与えられていないという問題に注目すべきである。商法上、監査役は職務を遂行するために、いつでも取締役や使用人に対して営業の報告を求めることができる営業報告徴収権や、会社の業務や財産の状況の調査をすることができるとする業務財産状況調査権（商二七四条二項）などが認められているが、社内情報は非常に限定されている。特に、企業の稟議制度においては、すべての稟議が終了してしまつてから取締役会等でしか情報が入つてこないのが実状であり、さまざまな稟議事項が監査役を経由する仕組みになつていない。³⁷⁾やはり、社内情報は監査役を経由して稟議される制度を法定化することにより、取締役が違法行為または妥当性を欠く行為をしないように予防する的確な事前監査を行う必要性があるのではないかと思う。

また、監査役監査に実効性をもたせるため、取締役の職務執行に關し不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、取締役の職務執行全体を停止させる権限が監査役に与えられなければならない。監査役が取締役に対し差止請求権や損害賠償請求権を行使しても、手続が進行している間、当該取締役の活動を制約できるわけでもないので著しく実効性を欠くものといわざるをえない。³⁸⁾

さらに、監査役の監査権限の範囲については、法に明示規定がないためさまざまな学説に分かれている。しかし、監査役は、著しく妥当性を欠くような取締役の行為、つまり、いずれ会社に重大な損害をもたらす可能性のある行為を発見した場合には、それが法令・定款の枠内の行為であつても、取締役の受託責任に反する行為であるのでこれを取り上げなければならないであろう。また、取締役の行為が適法であるかどうかの判定のためにも、妥当性監査は監査役の違法性監査の手段としても必要であり有用である。³⁹⁾さらに、監査役の監査を違法性監査に限定する

と解すれば、違法すれすれの善管注意義務違反や忠実義務違反が問題となる場合、その監査の範囲が曖昧であるだけに消極的な態度になって、法が意図する監査の実効性がますます失われるという見解もある。⁶³⁾

具体的に、法令・定款に必ずしも違反するものではないが、社会通念上不当と評価されるべきものでかつ不当の度合いが著しいもの、たとえば、配当可能利益が十分あるにもかかわらず役員賞与や内部留保を過大計上して利益配当をしない場合には、役員賞与や将来の企業内再投資のための内部留保の具体的な目的根拠および算定基準の妥当性・合理性について、監査役は監査しその旨を監査報告書に記載すべきであろう。⁶⁴⁾

たしかに、業務執行に直接関与することもなく、決定権もない監査役が妥当性について判断することは、取締役の経営活動に対し不当に介入することになりかねないばかりか、任務懈怠があれば無過失を立証しない限り責任を免れないことにもなり、妥当性監査の任務を課し責任を負担させることは、監査役に対し困難を強いることになる。しかし、取締役の職務執行が法令・定款の枠内の行為であり、その行為が当面は会社利益をもたらす場合であっても、取締役の受託責任に反する行為である場合には、監査役の業務監査は、取締役の業務執行の違法性監査に限定されるべきではなく、その妥当性にも広く及ぶものと思ふべきではないかと思う。以上のように業務執行機関と監査機関が分離独立し、監査役の独立性、客観性、第三者性が確保されることにより、監査役制度の実効性を高めることができるものと考えられる。

4 監査委員会によるモニタリングシステム

今回の商法改正(平成一四年五月二九日公布)により委員会等設置会社が規定された。この委員会等設置会社とは商法特例法上の大会社(資本金一億円超の株式会社で、定款の定めをもって会計監査人の監査を受けることがで

きる「みなし大会社」を含む）であり、取締役三名以上で構成され、過半数が社外取締役であつて執行役でない者が占める指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置する会社のことである（商特二二条の五第一項・二二条の八第四項）。この会社では、業務執行と意思決定の多くは取締役会が選任した執行役に権限移譲し（商特二二条の二二）、執行役が行う業務執行に対する取締役会（監査委員会）の監督機能を強化する代わりに監査役制度は採用できない（商特二二条の五第二項）。つまり、従来の監査役制度との選択適用となつた。

さらに、取締役の任期が一年に短縮され（商特二二条の六第一項）、監査委員会は執行役だけでなく取締役の職務執行も監査する（商特二二条の一〇）。また、現在、執行役員制度を導入している会社も、執行役員とは異なり、執行役は株主代表訴訟の対象となる（商特二二条の二五第二項）ことから、従来の執行役員のうちどの範囲を執行役となる者とするか決定する必要がある。

また、委員会等設置会社の取締役会は、監督機能に特化したドイツ型の監査役会となつたわけでもない。経営に關する一定の意思決定事項を取締役に留保し（商特二二条の七）、経営の意思決定にも参画し、経営陣の人事、報酬を一定限度コントロールできる権限を有するものである。

しかし、監査委員会のメンバーは、三名とも常勤ではない社外取締役に余地もあり、任期も一年であることから、従来の監査役制度における常勤監査役を定めることを義務付けた規定（商特一八条二項）や、監査役の任期を四年に伸長したこと（商二七三条一項）と方向が逆であり疑問視せざるをえない。また、日本監査役協会の指摘にもあるように、「取締役を構成員とする監査委員会は、主として執行役の業務執行を監査の対象とするものではない」とあるが、取締役の職務執行も監査対象であることから一部自己監査となり、監査に対する客観性や信頼性を低下させる懸念があるため、自己監査の弊害を招かぬよう高い精神的独立性を保ち、厳正な監査に努めなければなら

い。

さらに、非常勤の社外取締役を中心とする日本の監査委員会は、アメリカの監査委員会のように内部監査部門をもたないで、充実した監査を行うことができるのであろうか甚だ疑問である。そのうえ、社内事情に疎い社外取締役が企業財務に関する高い知識と専門性をもたないとしたら、どうして責務を果たすことができるのだろうか。このように内部監査体制の保障もされず、資格要件も求められていない社外取締役を中心とした監査委員会の監査の実効性を疑問視せざるをえないし、意思決定に参加し執行役の人事権を有する取締役会と執行役が一体化して、モニタリングシステム自体が機能しないのではないかと懸念される。

四 経営モニタリングシステム機能化の方策

わが国の経営モニタリングシステム機能化の方策として、英米型一元制モニタリングシステムをとりいれた改革がよいのか、ドイツ型二元制モニタリングシステムの方がわが国になじむのか、それとも、日本型モニタリングシステムを発展強化させる方向性がよいのか検討する必要がある。

しかし、一元制モニタリングシステムをとるアメリカにおいても、業務執行についての意思決定の権能はしだいに取締役会から離れ、上級執行役員に移っており、取締役会の権能としては監督機能が中心となってきたことから、二元制モニタリングシステムに近い形態になつてきているともいえる。他方、二元制モニタリングシステムをとるドイツにおいても、監査役会が業務執行に関与するのが通常であるといわれていて、一元制モニタリングシステムと二元制モニタリングシステムとは、外形ほどの違いは実質的にはなく、かなり近接した制度ともいえ

る。

わが国においては、取締役会による自己監査と監査役会による監査の二重のモニタリングが行われているが、監査役の独立性確保のためのさまざまな問題はあっても、業務執行機関と分離された監査機関が監査を行うのが監査の実効性を高めるうえでは有効であり、取締役会と監査役会の両方で監査を行い、監査役制度を充実強化した方が効果的であると考える。

また、複雑化、多様化した企業社会において、会計や法律の専門家は必ず関与する必要性があり、監査役が行う監査には、公認会計士や弁護士との協力が不可欠である。商法特例法上の大会社については、会計面での会計監査人として公認会計士や監査法人が就任することが規定（商特二条・四條）されているが、その理由は、会社をとりまく多くの株主や債権者その他利害関係者が存在し、経理内容も複雑であり粉飾決算を防止するためにも、職業的専門家である公認会計士や監査法人による会計監査を受けなければならないものとしたのである。

しかし、法律面での業務監査人の制度は法定されていない。したがって、法律面の監査強化の見地から、業務監査人として弁護士による業務監査を受けなければならないものとすべきではないだろうか。特に大会社においては、経済的自立性、取締役からの独立性、取締役の違法行為の未然防止の観点から、弁護士を業務監査人とすることを法定化すべきではないかと考える。さらに、会計面・法律面の両方の専門知識を有する監査士（仮称）なる国家資格制度を設け、外部監査人とすべきことも併せて立法化すべきではないかと思う。

また、公認会計士、弁護士等の外部監査人が監査でチェックしようとしても、内部情報をうまくつかみきれぬものではない。そこで、企業の内部情報にも通じ、他方で外部監査との調整を図り、絶えず情報交換を行い、外部監査人に対する取締役からの干渉を排除し、その職務執行を援助する役割を監査役が負うものとするべきである。さら

に、外部監査人の任免についても、監査役会が株主総会へ提案する権限を有するものとすべきである。このように、監査役と外部監査人は独立して職務を執行する関係にあると同時に、相互に協力し援助し合う関係にあることが、経営モニタリングシステムを機能化させるためには重要であると考ええる。

五 結 び

企業の不祥事、事業再編成、倒産等が頻発している状況において、実効性あるモニタリングが行われていない会社は、企業経営に混乱をきたし存続すら危うくなる可能性があり、もはや経営モニタリングシステムの再編成は不可避の状況となっている。形骸化し機能を果たしえない株主総会、取締役会、監査役会がその典型であり、中でも株主総会は形骸化・無機能化が指摘されて久しい。しかし、経営モニタリングシステムとしての株主総会は、株主の最高意思決定機関として、経営のディスクロージャーと経営者のアカンタビリティが問われる場であり、株主が質問したり異議を申し立てたり、法的措置をとることができる場としての担保機能を有しているといえる。

また、取締役会の活性化を目的として導入された執行役員制度や執行役制度は、取締役会をスリム化し、取締役会の意思決定監督機能をより高度なものに強化することが狙いであるが、意思決定機能と業務執行機能の分離は、明確に分離されるものではなく、分離した方が意思決定を周知徹底し、円滑な業務執行を行うための合理的な方法であるとは限らない。さらに、社外取締役制度の導入は、大所高所からの公共的視点により経営判断の質的向上やモニタリング機能の強化を図ることができるが、アメリカのように取締役会の過半数以上が現業を把握していない社外取締役であるのは、会社の意思決定監督機能の空洞化を招くおそれがあるので避けるべきである。

今回の商法改正（平成一四年五月成立・公布）により規定された監査委員会は、主として執行役の業務執行を監査の対象とするものではあるが、取締役の職務執行も監査対象であることから一部自己監査となる。また、非常勤の社外取締役を中心とし、内部監査部門をもたないうえ、資格要件も求められていない。このような監査委員会による監査では実効性を疑問視せざるをえないし、意思決定に参加し執行役の人事権を有する取締役会と執行役が一体化して、モニタリングシステムが機能しないことも懸念される。

さらに、わが国においては、業務執行の事実上の決定は、代表取締役およびこれを補佐する常務取締役以上の少数の取締役に構成される常務会や経営委員会^(註)のもとで行われ、取締役会は単に同意を求められる存在にすぎない。しかし、取締役ににおいては、提案の内容がチェックされ、場合によっては同意を留保することも可能である。また、代表取締役の任免権を有し、その権限を発動できるという意味で、最終的にモニタリング機能を果たしているともいえる。

また、監査役制度を実効性ある制度として機能させるには、監査役の独立性を確保するための法制度の整備が必要である。それには、複雑な利害状況を考慮し、利益調整を行うべき経営モニタリングシステムの役割を果たす監査役として、株主や労働者などのステークホルダーの代表者が参加できる監査役制度を立法化すべきである。さらに、現行法上、監査役候補者の株主総会への提案権は取締役会が有しているが、監査役人事の提案権を取締役会からはずし、監査役の人事権については監査役会が、取締役の人事権については取締役会がそれぞれもつべきである。どちらかが一方の人事権を掌握している場合には、経営と監督の分離が不明確となり、実質的には取締役の経営を監査するのは自分自身だけであり、経営をモニターする監査役が経営も行うという不合理が生じ、企業経営の健全性が損なわれることになる。

わが国においては、たしかに監査役の独立性確保のためのさまざまな問題はあっても、業務執行機関と互いに分離され独立した監査機関がモニターすることが監査の実効性を高めるうえで合理的であり、取締役会による自己監査と監査役会による監査の両方で二重のモニタリングを行い、監査役制度を充実強化した方が効果的であると考える。

また、複雑化・多様化した企業社会において、会計や法律の専門家は必ず関与する必要性があり、監査役が行う監査には、公認会計士や弁護士との協力が不可欠である。会計面での会計監査人として公認会計士や監査法人が就任することが規定されているが、法律面での業務監査人の制度が法定化されていない。それゆえ、法律面の監査強化の観点から、業務監査人として弁護士を選任することを法定化すべきである。さらに、会計面・法律面の両方の専門知識を有する監査士（仮称）なる国家資格制度を制定し、公認会計士や弁護士と同様に外部監査人とすべきことも併せて立法化すべきである。そして、監査役と外部監査人とは相互に独立し協力し合う関係であることが、経営モニタリングシステムを機能化すると同時に、健全な企業経営が行われる上で重要な要件となるものと考えられる。

(1) 中村一彦「企業の社会的責任とコーポレート・ガバナンス」『社団と証券の法理』(商事法務研究会・一九九九)四七四頁。

(2) American Law Institute, *Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations*, §3.02 §3.05 (1994).

(3) 正井正作「ドイツにおけるコーポレート・ガバナンス」ジュリスト一〇五〇号(一九九四)七二頁。

(4) 武井一浩「米国型取締役の実態と日本への導入上の問題」『I』商事法務一五〇五号(一九九八)八二頁。

(5) 森本滋「公開会社の経営機構改革と執行役員・監査役(一)」法学論叢一四五巻一号(一九九九)二〇頁、二二頁。

- (6) 最判昭四四年一月二六日民集二三卷一一号二一五〇頁。
- (7) 河村貢「執行役員制度を考える」『執行役員制度の実施事例—法政上の論点と今後の展開—』別冊商事法務二二四号（商事法務研究会・一九九八）九三頁。
- (8) 澤口実「執行役員制度導入上の問題点」『商事法務一四九四号（一九九八）六頁。
- (9) 武井一浩「米国型取締役の実態と日本への導入上の問題」『商事法務一五〇八号（一九九八）一七頁。
- (10) この点に関連して Sanjai Bhagat & Bernard Black, *The Uncertain Relationship Between Board Composition and Firm Performance*, 54 *Bus. Law*. 950-951 (1999) を参照。
- (11) 前田重行「会社の運営機構」『岩波講座基本法学七—企業』（岩波書店・一九八五）一一五頁。
- (12) 六戸善一「日米比較コーポレート・ガバナンスと商法改正論議への示唆」『民商法雑誌一一七巻四・五号（一九九八）九一頁。
- (13) 倉沢康一郎「監査制度の改正」『企業会計四五巻六号（一九九三）三三頁、三四頁。
- (14) 吉森賢「日本型会社統治制度への展望—日米欧比較による視点」『組織科学二七巻二号（一九九三）二八頁、二九頁。
- (15) 高田正淳「監査役監査の意義と商法等改正への対応」『企業会計四五巻一〇号（一九九三）五七頁。
- (16) 加美和照「新版注釈会社法（六）」（有斐閣・一九九九）五〇二頁。
- (17) 大隅健一郎・今井宏「会社法論中巻」第三版（有斐閣・一九九二）二九五頁。
- (18) 石井照久「会社法上巻」（勁草書房・一九六七）三〇三頁。
- (19) 大隈・今井、前掲注（17）、二九四頁。
- (20) 石井照久、前掲注（18）、三八七頁。
- (21) 大隈・今井、前掲注（17）、二九四頁、二九六頁。
- (22) 砂田太士「監査役資格」『企業監査とリスクの法構造』（法律文化社・一九九四）一一七頁。
- (23) 関俊彦「会社法概論」（商事法務研究会・一九九四）三三三頁。

- (24) 酒巻俊雄・藤原祥二「監査役監査・代表訴訟」(中央経済社・一九九四)三五頁。
- (25) 奥島孝康「監査制度と会社立法の国際化」法律時報六五巻七号(一九九三)六〇頁。
- (26) 新谷勝「株主代表訴訟と取締役の責任」(中央経済社・一九九四)二二五頁。
- (27) 城戸善和「監査役人事」『企業監査とリスク管理の法構造』(法律文化社・一九九四)一三四頁。
- (28) 関俊彦「社外監査役制度の模索(下)」商事法務一三〇六号(一九九二)一五頁。
- (29) 森淳二朗「監査役制度と会社支配理論」『企業監査とリスク管理の法構造』(法律文化社・一九九四)二四二頁。
- (30) 酒巻俊雄「社外取締役と社外監査役の機能」ジュリスト一〇五〇号(一九九四)一三八頁。
- (31) 竹内昭夫「会社法の理論Ⅱ」(有斐閣・一九八四)二二九頁、一三〇頁。
- (32) 末永敏和「経営のモニタリング・システムとステークホルダー」『社団と証券の法理』(商事法務研究会・一九九九)四八頁。
- (33) 河本一郎「労働者参加」『岩波講座基本法学七―企業』(岩波書店・一九八五)二八〇頁。
- (34) 伊藤邦雄「コーポレート・ガバナンスの現状と課題」企業会計四六巻二号(一九九四)三〇頁。
- (35) 江頭憲治郎「自民党の商法等改正試案骨子と監査役・監査役会」商事法務一四七〇号(一九九七)二二頁・居林次雄「監査役の強化」経営法務二〇〇号(一九九二)二三頁。
- (36) 大隈・今井、前掲注(17)、二九三頁。
- (37) 久保利英明「株主総会の最新動向と取締役・監査役の役割」『コーポレート・ガバナンス』(金融財政事情研究会・一九九六)九〇頁。
- (38) 片木晴彦「わが国の監査役制度の改正―課題と問題点(上)―」監査役四三七号(二〇〇二)九頁。
- (39) 森 實「監査役監査の有効化の方策について」産業経理五〇巻四号(一九九二)一〇頁。
- (40) 荒谷裕子「監査役業務監査権限と代表訴訟」『企業監査とリスク管理の法構造』(法律文化社・一九九四)四八頁。
- (41) 拙稿「公正な利益配当と資本の担保機能」企業法学第四巻(商事法務研究会・一九九五)一三六頁。

(42) 前田重行、前掲注(11)、一〇九頁。

(43) 平成一四年五月の商法特例法改正において、大会社（みなし大会社を含む）で取締役が一〇人以上いて、そのうち社外取締役が一人以上いる場合には、取締役三人以上で組織する重要財産委員会の設置を選択することができ、取締役会の決議により委任を受けた「会社の重要な財産の処分・譲受」「多額の借財」などの重要事項を決定することができることになった。ただし、重要財産委員会には取締役会に対する報告義務が課されている。